

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

# IFRS in Focus

## IASB が、中小企業向け IFRS に対する 2015 年の修正を公表

### 目次

- ・なぜIFRS for SMEsの修正が行われたか？
- ・IFRS for SMEsの修正は何か？
- ・本修正の予想される影響は何か？
- ・本修正はいつ適用されるか？

本 IFRS in Focus は、2015 年 5 月に公表された中小企業向け国際財務報告基準(IFRS for SME)に対する 2015 年の修正(本修正)を要約したものである。

### 要点

- ・IASB は、本基準の最初の包括的なレビューの一環として IFRS for SMEs に対する 2015 年の修正を最終化した。
- ・2013 年の公開草案の提案に対する 3 つの重要な変更は次のとおりである。
  - 有形固定資産の再評価モデルの使用に関する選択肢の追加
  - 移行措置の単純化
  - 探査および評価資産の主要な認識および測定の実務事項を、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査および評価」とそろえる。
- ・多くの「過大なコストおよび努力」の免除規定が、本基準を通して導入され、この免除規定を使用する際の追加のガイダンスを提供している。
- ・企業は、2017 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に当該修正を適用することを要求される。早期適用は認められる。

詳細は下記Webサイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

**トーマツ**

### なぜ IFRS for SMEs の修正が行われたか？

IFRS for SMEs は、2009 年に最初に公表された。その際に、IASB は、2 年後に最初の包括的なレビューを行うことと、3 年後ごとに事後の包括的なレビューを行うことを提案した。本修正は、2012 年に IASB によって開始された、IFRS for SMEs の最初の包括的なレビューを受けたものである。

### IFRS for SMEs の修正は何か？

軽微な修正及び明確化以外の修正は、IFRS for SMEs を適用する企業の財務諸表に与える予想される影響とともに、次に要約している。

本基準の修正	認識および測定	表示および開示	ガイダンスまたは明確化のみ
<b>重要な影響を与え得る修正</b>			
再評価モデルを使用して有形固定資産を測定するための会計方針の選択の追加。当該修正は、将来に向かって適用すべきである。	×	×	
繰延税金における主要な認識および測定の要求事項を、IAS 第 12 号「法人所得税」とそろえる。現行の IFRS for SMEs は、IASB が最終化していない公開草案 ED/2009/2「法人所得税」に基づいている。	×		
探査および評価資産の主要な認識および測定の要求事項を、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査および評価」とそろえる。	×		
<b>限定的な影響があると予想される修正</b>			
<b>新しい免除規定</b>			
過大なコストまたは努力の免除規定が、次の要求事項について追加された。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>資本性金融商品に対する投資の公正価値測定</li> </ul>	×		
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業結合の被取得企業における無形資産の別個の認識</li> </ul>	×		
<ul style="list-style-type: none"> <li>非現金の分配として支払う負債を、分配される非現金資産の公正価値で測定する要求事項</li> </ul>	×		
<ul style="list-style-type: none"> <li>法人所得税資産と負債の相殺の要求事項</li> </ul>		×	
企業結合の一環として発行された資本性金融商品に対する公正価値測定の免除規定の追加(共通支配下における企業結合を含む)	×		
最終的に分配前後に同じ当事者によって支配されている非現金資産の分配の測定についての要求事項に対する免除規定の追加	×		
IAS 第 16 号 70 項の免除規定(企業が、取り替えた構成部分の帳簿価格を算定するのが実務上不可能な場合には、取り替えた構成部分の当初の取得原価の目安として、取替コストを使用することを認める)の追加	×		
<b>新規および改訂 IFRS に基づく変更 / 明確化</b>			
2011 年 6 月公表の IAS 第 1 号の修正に整合させて、「その他の包括利益」項目を、その後純損益に組み替えられる項目と組み替えられない項目にグループ分けする要求事項の追加		×	
IFRIC 第 19 号の結論の追加(企業は、金融商品を消滅するために発行された資本性金融商品を公正価値で測定し、金融負債の帳簿価額と資本性金融商品の公正価値の差額を純損益に認識することを要求される)。当該要求事項は、「過大なコストまたは努力」の免除規定の対象である。そのため、資本性金融商品の公正価値が、過大なコストまたは努力なしに、信頼性をもって測定できない場合、発行した資本性金融商品は、消滅した負債の公正価値で測定される。	×		
本基準の表現を、交換部品、予備器具および保守用具の棚卸資産または有形固定資産としての分類に関する IAS 第 16 号の修正と合わせる			×

本基準の修正	認識および測定	表示および開示	ガイダンスまたは明確化のみ
資本取引の取引コストに関連する法人所得税および所有者への分配に関連する法人所得税は、「年次改善(2009 2011年サイクル)」におけるIAS第32号「金融商品:表示」の修正に基づいたセクション29「法人所得税」に従って会計処理すべきであることを明確化		×	
2014年8月公表のIAS第27号の修正に基づいて、個別財務諸表において子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資を持分法を用いて会計処理する選択肢をSMEに与える。	×	×	
<b>現行ガイダンスに対する他の変更</b>			
第11.9項(a)(iv)の基本的な金融商品の要件の明確化および当該要件を満たす借入契約の設例の追加			×
のれんまたは他の無形資産の耐用年数が信頼性をもって測定できない場合、経営者は、デフォルトで10年と仮定するのではなく、耐用年数を見積るべきであるが、10年を超えるべきではないという要求に修正	×		
市場金利に連動する金利変動条項を伴うリースは、別個のデリバティブとして会計処理しないという修正	×		
複合金融商品の負債部分は、同様の単独の金融負債(現行は償却原価)と同じ方法で会計処理すべきという要求に修正	×		
セクション26の株式に基づく報酬の要求事項は、法律に基づき設定された株式に基づく報酬プログラムだけでなく、識別可能な対価が、付与した資本性金融商品または発生した負債の公正価値を下回るように見える場合の、すべての株式に基づく報酬取引に適用することを明確化	×		×
生物資産と発行済株式数について、前期との調整表を含めるという要求事項の削除		×	
「関連当事者」の定義を、IAS第24号「関連当事者についての開示」の定義と合わせる(「年次改善(2010 2012年サイクル)」におけるIAS第24号の定義の修正と整合させ、関連当事者の定義における経営幹部サービスを提供する経営管理企業を含める)		×	
企業は「過大なコストまたは努力」の免除規定を使用する際にその理由とともに開示すべきという要求事項の追加		×	
原価モデルで測定される投資不動産が、財政状態計算書の本体において独立して表示されるべきであるという要求事項の追加		×	
<b>IFRS for SMEs における現行の要求事項の軽微な明確化</b>			
非継続事業の減損は、非継続事業について表示される単一の金額に含めるべきであることを明確化		×	
子会社の財務諸表を親会社と同じ報告日現在で作成することが実務上不可能な場合、異なる報告日のグループ企業は、その財務諸表とグループの報告日との間に生じる重要な取引を調整した直近の財務諸表を使用することにより、連結財務諸表			×

本基準の修正	認識および測定	表示および開示	ガイダンスまたは明確化のみ
に含めることができることを明確化			
海外子会社の換算から生じた為替換算調整勘定が、海外子会社の処分において純損益に振替えられないことを明確化			×
いつ拘束力のある売買契約の価格が、公正価値の最善の証拠となる可能性があるかについての明確化			×
「過大なコストまたは努力」の意味についてのガイダンスの追加			×
1年以内に売却または処分する意図で取得したすべての子会社は、連結すべきではないことの明確化およびそのような子会社の会計処理についてのガイダンス			×
親会社の個別財務諸表における IFRS for SMEs の使用についてのガイダンスの追加			×
「活発な市場」、「個人の近親者」、「在外営業活動体」、「最低リース料総額」および「取引コスト」を含む、新しい定義の追加			×
第 11.13 項および第 11.15 項に関して、金融商品が取引価格で測定されない場合および取決めが「金融取引」を構成し得る場合の明確化			×
企業結合における非支配持分の測定は、被取得企業の認識した識別可能純資産に対する非支配持分の比例的な取り分と等しくなければならないことの明確化	×		×

## 見解

IASB は、本修正を公表する際に次のことを検討した。

- 報告期間および異なる企業との間の両方において、財務情報の比較可能性はどのように改善されるか
- 意思決定における財務情報の有用性
- 本基準に対する変更のタイミングおよび適合性
- 典型的な SMEs が直面する取引および事象や状況の種類の複雑性
- 特定の法域における有形固定資産を再評価する法律上の要求事項
- 財務諸表利用者のニーズに対応する際の過大なコストまたは努力
- IFRS for SMEs は完全版 IFRS よりも面倒ではないことの確認

## 本修正の予想される影響は何か？

結論の根拠において、IASB は、本修正の大部分は、IFRS for SMEs の基礎となる要求事項を変更するのではなく、現行の要求事項を明確化するかまたはサポートするガイダンスを追加することを意図していると述べた。ほとんどの SMEs にとって、本修正は、必ずしも実務の変更または財務諸表に影響を与える変更とはならず、現行の要求事項の理解を改善することが予想される。

## 本修正はいつ適用されるか？

2017年1月1日以後開始する事業年度にIFRS for SMEsの修正を適用する。早期適用は認められる。本修正は、本基準で設定されている場合を除いて、遡及適用される。

企業が本修正における新しいまたは改訂された要求事項を遡及適用するのが実務上不可能な状況において、本基準は、企業がそうすることが実務上可能な最も早い期間にこれらの要求事項を適用することを認めている。また、本基準は企業に次のことを提供している。

- 企業が最初に本修正を適用する期間の期首から将来に向かって、本基準の法人所得税のセクションの修正を適用することを選択できる。
- 企業が最初に本修正を適用する期間の期首から将来に向かって、企業結合のコストの測定に関連する修正を適用しなければならない。
- 有形固定資産のどの種類にも再評価モデルが適用される場合、将来に向かって特定の項の修正を適用しなければならない。

また企業は、上述の遡及適用の例外措置および免除規定を適用した結果として、財務諸表上、修正再表示しなかった金額を識別することを要求される。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,500名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約220,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited